

評議員及び学外の学識経験者への日当支給内規

令和2年4月1日 制定

(目的)

第1条 学校法人大妻学院(以下「学院」という。)の評議員会及びその他委員会に出席する評議員及び学外の学識経験者の日当について定める。

(定義等)

第2条 この規程の対象者の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 評議員とは、学内及び学外の評議員をいう。
- ② 学外者とは、学外の評議員及び学外の学識経験をいう。

(範囲)

第3条 各会の日当は、交通費を含むものとする。

(金額)

第4条 金額は以下のとおりとする。

- ① 評議員が評議員会に出席 10,000 円
- ② 学外者が学院の各種委員会に委員として出席 10,000 円
- ③ 学外者が学院の各種調査委員会に出席及び調査 30,000 円

2 前項にかかわらず、学外者の各種委員の手当は別に金額を定めることがある。

3 第1項各号の金額は、いずれも税控除前の金額とする。

(支給)

第5条 手当は、それぞれの会の年度の最終開催日以降、原則として1年分を纏めて指定の口座へ振り込むものとする。

(請求書の起票)

第6条 支払については、評議員会については秘書室が、それ以外は、それぞれの担当部署が、年度の最終日終了後速やかに、開催日、出席状況(議事録)等を取り纏めて、給与支給者・非支給者別に支払依頼書を起票し、総務センター人事グループまたは財務センター経理グループへ提出するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この内規は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、理事会・評議員会及び各種委員会等の手当支給内規(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(令和6年12月20日 理事会)

この内規は令和7年4月1日から施行する。